

様式②

日本呼吸器外科学会 利益相反に関する指針

日本呼吸器外科学会は研究成果の公表と普及あるいは啓発活動において、公明性、透明性、独立性を堅持し社会的責務を果たすために、論文・学術図書の公表に際しては、全ての著者において、利益相反事項がある場合はこれを開示する旨の指針を出しています。日本呼吸器外科学会の利益相反に関する指針は、日本呼吸器外科学会 HP 会員専用ページ <https://center6.umin.ac.jp/oasis/jacs/pdf/rirekisouhan.pdf> を参照ください。(これをコピーして、著者全員の署名および☑を各々お願いいたします。)

著者名

論文名

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1 つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上はない。
- ② 株の保有については、1 つの企業についての 1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が 100 万円以上の場合，あるいは当該全株式の 5%以上を所有していない。
- ③ 機器の無償供与については、個人あるいは所属科に対して 1 つの機器が 100 万以上ではない。
- ④ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1 つの特許権使用料が年間 100 万円以上ではない。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計 100 万円以上ではない。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1 つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 100 万円以上ではない。
- ⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1 つの臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上ではない。奨学寄付金（奨励寄付金）についても、1 つの企業・団体から、1 名の研究代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上ではない。
- ⑧ その他の報酬（研究とは直接無関係な，旅行，贈答品など）については、1 つの企業・団体から受けた報酬が年間 5 万円以上はない。